

2022年10月27日

各 位

会 社 名 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス  
代表者名 代表取締役会長 浅山 雄彦  
(コード：2927、東証スタンダード)  
問合せ先 取締役会長室長 南方 茂穂  
(TEL. 054-281-5238)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月27日開催の取締役会において、定款一部変更について2022年11月29日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

これにより、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

また、株主総会の運営及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ⑤ 第14条及び第22条は、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)

2022年11月29日(火)

定款変更の効力発生日(予定)

2022年11月29日(火)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>がこれを招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれにあたる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>

以 上